公示第58号

次のとおり公募します。

令和 5年5月10日

支出負担行為担当官 群馬労働局総務部長 塩月 英治

1 公募内容

- (1) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第67条第1項の健康管理手帳又は船員健康管理手帳の所持者に対する健康診断事業で、下記2に掲げる業務に係る健康診断を実施する医療機関。
- (2) 事業の趣旨

がんなど、発病までの潜伏期間が長く、また、発病した場合に重篤な結果を起こす疾病 にかかるおそれのある特定の有害業務に従事したことのある離職者の健康管理を図るこ とを目的とする。

2 事業内容

3、3'一ジクロロー4、4'一ジアミノジフェニルメタン業務に従事していた者に対する健康診断

3 委託事業の実施期間

契約締結日から令和6年3月31日まで。

- 4 公募に参加する者には必要な資格に関する事項
- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当しない者であること。

なお、被補佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、 同条に規定する特別の理由がある場合に該当すること。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 労働保険に加入しており、かつ労働保険料の滞納がないこと。(直近2年間の労働保険料の未納がないこと。)
- (5) 暴力団排除条項の定めにより、経営に実質的に関与していないこと。
- 5 特殊な技術等の条件

群馬労働局管内、または、群馬労働局の近隣都県労働局管内に所在し、下記の選定基準等を満たしていること。なお、それぞれの設備はその目的に照らし必要な性能を有するものとする。

- (1) 当該健康診断に関し専門的知識及び経験を有する医師が充員されており、当該医師がその健康診断の実施に当たること。
- (2) 臨床検査技師等当該健康診断に係る検査業務を円滑に遂行するために必要な者が充員されていること。
- (3) 3、3'一ジクロロー4、4'一ジアミノジフェニルメタン業務に係る健康診断の実施に必要な以下の設備が装備されていること。ただし、一部設備が装備されていない場合であっても、他の一の衛生検査所等との業務委託契約等により当該設備を使用できる場合であって、当該業務委託契約等において個人情報の適切な取扱いに係る内容が含まれている場合には、必要な設備が装備されているものとして差し支えない。
 - 〈3、3'ージクロロー4、4'ージアミノジフェニルメタン業務の健康診断に必要な設備〉
 - a 遠心機及び顕微鏡
 - b 標本染色用器具
 - c 膀胱鏡
 - d エックス線直接撮影装置
 - e 超音波検査装置、磁気共鳴画像検査装置又はエックス線特殊撮影装置
- (4)(公社)全国労働衛生団体連合会の行う総合精度管理事業に参加している等、精度管理に努めていること。

必要に応じて、上記条件の確認のため、当該医療機関を訪問することがあること。また、別途、群馬労働局長の定める契約条件に合意できることが、契約に際し必要となること。

6 公募内容等の条件を満たす旨の意思表示

この公募内容等の条件を満たしている者で参加を希望する者は、次に定めるところにより意思表示を行うこと。

- (1) 意思表示期限 令和5年5月31日(水)17時まで
- (2) 意思表示先 群馬労働局総務部総務課会計第一係 担当 尾藤
- (3) 意思表示方法等 上記意思表示先へ「健康管理手帳所持者に対する健康診断に係る医療機関の公募内容等の条件を満たす旨の意思表示について」(別紙1)を提出すること。なお、当書面は持参することとし、郵送する場合は書留とすること。
- (4) 意思表示様式 意思表示先(電話:027-896-4732) において交付する。
- 7 委託契約の締結

委託契約は、群馬労働局支出負担行為担当官と選定された者の代表との間で別に提示する委託契約書に基づき締結するものとすること。

8 委託費の支払い方法

委託医療機関が健康診断に要した費用の請求を行う場合には、原則として健康診断を実施した月の翌月の15日までに指定の様式により健康診断に要した費用を請求し、群馬労働局が審査の上確定した費用を支払う精算払いとする。

健康診断費の単価等については別紙2によるものとする。

9 再委託の制限

- (1) 委託契約の全部を再委託することはできないこと。
- (2) 委託契約の一部を再委託(委託契約の自由となる行為を第三者に委託、請け負わせることで、物品費等の支出は含まない。) する場合には、群馬労働局の承認をうけるものとすること。

10 その他

- (1) 委託手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金

免除

- (3) 本事業の応募のために提出された書類の取扱い
 - ア 提出された書類は返却しないこと。
 - イ 提出された書類は本事業の公募に関する目的以外には使用しないこと。
 - ウ 作成及び提出に係る費用は、すべて応募者の負担とすること。

【本件担当 連絡先】

〒371-8567 前橋市大手町2-3-1

前橋地方合同庁舎8階

群馬労働局労働基準部健康安全課 西山

電 話:027-896-4736

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 群馬労働局総務部長 塩月 英治 殿

所 在 地

名 称

代表者名

印

健康管理手帳所持者に対する健康診断に係る医療機関の公募内容等の 条件を満たす旨の意思表示について

当 は、貴局が公募する健康管理手帳所持者に対する健康診断の 実施医療機関として応募したいので、その旨を表示します。なお、当団体は下記記載 の事項について相違ないことを申し添えます。

記

- 1 当団体は、予算決算及び会計令第70条の規定に該当しません。
- 2 当団体は、予算決算及び会計令第71条の規定に該当しません。
- 3 当団体は、群馬労働局から業務等に関し指名停止を受けておりません。
- 4 当団体は、労働保険に加入しており、かつ労働保険料の滞納はありません。(直近 2年間の労働保険料の未納がないこと。)
- 5 当団体は、暴力団排除条項の定めによる、経営に実質的に関与しておりません。
- 6 特殊な技術等の条件

「特殊な技術等の条件」を満たすことを証明できる書面等(例示:基発第762 号改正通知による医師の医師免許証・認定証・研修修了証等の写し、臨床検査技師 免許証等の写し、機械器具の存在及び使用状況等を示す文書(写しで可)・写真等) 添付

【担当者】

氏 名

電話番号

健康管理手帳所持者に対する健康診断の費用について

国が指定する検査の費用は次のとおりとする。

- 1. 3、3' ―ジクロロ―4、4' ―ジアミノジフェニルメタン業務関係
- (1) 問診、尿中の潜血検査及び尿沈渣検鏡の検査を行ったもの 6,500円
- (2) 尿沈渣のパパニコラ法による細胞診の検査を行った場合は4,000円を加算する。
- (3)膀胱鏡検査を行った場合は8,400円を加算する。
- (4)腹部の超音波による検査を行った場合は6,400円を、尿路造影検査を行った場合は8,700円を加算する。

2. その他

- (1) 委託医療機関が、健康診断受診者の同意を得て、追加検査、精密検査若しくは治療又は他の業務に係る健康管理手帳又は船員健康管理手帳の健康診断に使用することを目的として、診療状況を示す文書を添えて他の医療機関へ紹介した場合は、紹介する側の委託医療機関において3,000円を加算する。また、紹介する側の委託医療機関において、画像の貸与料又はコピー料を定めている場合には、当該貸与料またはコピー料を加算する。
- (2)健康診断の受診日時の調整、案内及び健診結果通知等に伴う事務費相当分として、健康診断実施者1人当たり1,000円を加算する。
- (3) 委託医療機関と衛生検査所等の間の業務委託契約に基づき、当該衛生検査所等が健康診断の一部を実施しても差し支えないものとする。ただし、衛生検査所等が行う場合の健康診断費は業務ごとに定められた健康診断費(上記1参照)の合計金額の2分の1未満とすることとし、その費用については、委託医療機関が適切に支払うこと。